

審議事項 1

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク期間契約指導員就業規則改定の件

1. 指導員就業規則第49条（職種の転換）改正の理由・主旨

本件は、『キャリアアップ助成金』を申請するにあたり、福岡労働局 福岡助成金センターからの助言により下線部を改正するものである。

※『キャリアアップ助成金』とは、非正規雇用労働者の、企業内でのキャリアアップなどを促進するため正社員化、人材育成、処遇改善などの取り組みを実施した事業主に対して助成する制度である。

2. 新旧対照表

次表のとおり。ただし、原案骨子に変更の無い程度の字句等の修正については、理事長に一任する。

期間契約指導員就業規則

現行	改正後
<p>第49条(職種の転換)</p> <p>原則1年以上勤続し、正規指導員への転換を希望する非正規指導員については、人事配置計画に基づく場合の他、急遽正規指導員の定数に欠員が生じた場合で、法人が次の要件を満たすことを確認し、必要・適任であると判断したときは正規指導員として任用し、労働契約するものとする。</p> <p>(1) 現職種での勤務に一切の不良なところがないこと。</p> <p>(2) 正規指導員の所定労働時間の勤務ができること。</p> <p>2 省略</p>	<p>第49条(職種の転換)</p> <p>原則1年以上勤続し、正規指導員への転換を希望する非正規指導員については、人事配置計画に基づく場合の他、急遽正規指導員の定数に欠員が生じた場合で、法人が次の要件を満たすことを確認し、<u>任用試験によって</u>適任であると判断したときは正規指導員として任用し、労働契約するものとする。</p> <p>(1) 現職種での勤務に一切の不良なところがないこと。</p> <p>(2) 正規指導員の所定労働時間の勤務ができること。</p> <p>2 <u>実施時期は、上記条件を満たした場合に随時とする。</u></p> <p>3 旧2項以降繰り下げ</p>

3. 附則 この規程は、平成 28 年 8 月 20 日から施行する。